

## 建設経済常任委員会委員長報告

去る6月11日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和7年6月13日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 齊藤 章、桜井 卓、青野康子、小久保博雅、  
岡村有正、金森すみ子、永井 司
- 4 審査結果

「議案第40号」北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第41号」市道の路線の認定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ◎「議案第40号」について

(1) 「平成17年度のときに生じた、第1条の項ずれを今回改正するということだが、その間の条例そのものの有効性が問われてしまうのではないかと質疑したところ、「本件の項ずれは、どのように誤っているかは明確であり、個人の権利、義務に著しく不利益な影響を与えることがない箇所ですので、変更解釈によって、項ずれが変更されない期間の条例は有効であると考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第41号」について

(1) 「2つの市道について幅員がどちらも5メートルとなっているが、何か規定があるのか」と質疑したところ、「開発行為をする場合には、予定建築物と開発区域の面積によって、接続先の道路と開発区域内に造る道路の幅員が定められています。今回の開発は、4,286平方メートルですので、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の住宅の開発であり、建築開発課の開発許可等の審査基準では、幅員4.5メートル以上の道路を入れることになっています。そのほかに、開発指導要綱があり、5メートル以上という指導をして、結果として、5メートルで築造されたものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和7年6月27日

建設経済常任委員会  
委員長 永井 司

北本市議会議長 保角美代様